

# 学校いじめ防止基本方針 (令和5年度改定)

北海道札幌東豊高等学校

## 1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

いじめの芽はどの生徒にも生じ得るということを十分に認識するとともに、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、全ての生徒がいじめに苦しんだり、悩んだりすることなく、安全・安心に充実した学校生活を送ることができるよう、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組を進め、生徒に関わる全ての人々が共通の認識を持っていじめの防止等の取組を推進していくため、「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

## 2 いじめの定義

いじめ防止対策基本法、北海道いじめの防止等に関する条例及び北海道いじめ防止基本方針の定義を踏まえ、「本校に在籍している生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

## 3 いじめに対する基本的な考え方

次の認識のもとに、教職員は在籍生徒の保護者、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍生徒が心身の苦痛を感じているもの」と思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

- ・ いじめを受けた生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- ・ インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、ひぼう当該生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- ・ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ・ 生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

## 4 いじめの内容・要因

### （１）いじめの内容

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### （２）いじめの要因

- ・ いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものである
- ・ いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映し

た問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る

・いじめの衝動を発生させる原因としては、

- ①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）
- ②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）
- ③ねたみや嫉妬感情
- ④遊び感覚やふざけ意識
- ⑤金銭などを得たいという意識
- ⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる

## 5 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断する。

### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。相当の期間が経過する

までは被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

### ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

## 6 いじめ防止の指導体制・組織的対応

### （１）学校いじめ対策組織の役割

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があったときには緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、関係生徒に対するアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割

- ・ いじめの被害生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
  - ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成・実行・検証・修正を行う役割
  - ・ 学校いじめ防止基本方針における年間計画（学校いじめ防止プログラム等）に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
  - ・ 学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）
  - ・ 学校いじめ防止基本方針の内容が、生徒や保護者、地域住民から容易に認識される取組を行う役割
  - ・ 被害生徒を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「学校いじめ対策組織」の役割が、児童生徒や保護者、地域住民からも容易に認識される取組を行う役割
- （２）日常の指導体制
- いじめを未然に防止し、事案対処を図るための日常の指導を次の通りとする。
- 別紙１ 日常の指導体制（未然防止・早期発見）
- （３）緊急時の組織的対応
- いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取り組みを次の通りとする。
- 別紙２ 緊急時の組織的対応（いじめへの対応）

## 7 いじめの予防（未然防止）

- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方について共通理解を図るとともに、細心の注意を払う。
- ・ 生徒の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事等を通じた個と集団への働きかけを行う。
- ・ 生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育むとともに、生徒が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくりを進める。
- ・ 配慮を必要とする生徒の交友関係等の情報を把握し、入学や進学時の学級編成や学校生活の節目の指導に適切に反映する。
- ・ 生徒の人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進する。
- ・ 生徒が学習やその他の活動において自己有用感や自己肯定感、自己信頼感を高める取組を推進する。
- ・ 学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育の一層の充実に向けた取組を推進する。
- ・ 家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用して、生徒の発達の段階に応じた道徳教育の充実を図る。
- ・ 生徒の発達の段階に応じて、豊かな情操や社会性、規範意識を育くむため、地域が有する自然環境等の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進する。
- ・ 生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」の充実を図る。
- ・ 生徒が自主的に行うHR・生徒会活動等において、生徒自らがいじめの防止に取り組む活動を推進する。
- ・ 学校として「性的マイノリティ」とされる生徒に対して、プライバシーに十分配慮しながら日頃から適切な支援を行うとともに、生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- ・ 「多様な背景を持つ生徒」については、日常的に、当該生徒の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・ いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、生徒への指導、保護者への啓発と学校の情報発信の促進、教職員への研修等を実施する。
- ・ 必要な情報を収集するために、面談を定期的実施（個人面談週間 4 月、9 月）し充実を図る。

## 8 いじめの早期発見

### （１）いじめの早期発見のための取組

- ・ いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いという認識の下、「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知する。
- ・ 日頃から生徒との触れ合いや、生徒と教職員との信頼関係の構築に努め、「SOS の出し方に関する教育」の推進や生徒への定期的なアンケート調査や個人面談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- ・ 学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定める。
- ・ アンケート調査や個人面談における生徒のSOSの発信や教職員へのいじめの情報の報告など生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速かつ組織的に対応することを徹底する
- ・ アンケート調査実施後に、関係生徒に対する個人面談を必ず実施する。なお、個人面談を実施することにより関係生徒がアンケートへ回答したこと等が他の生徒に推測されないよう面談の実施方法、時間、場所等には細心の注意を払うこと。

### （２）いじめの発見時の対応

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられる生徒や通報した生徒の安全を確保する。別紙 2「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

### （３）いじめられている生徒、いじている生徒のサイン、教室でのサイン

別紙 3

### （４）家庭でのいじめられている生徒、いじている生徒のサイン

別紙 4

### （５）相談体制の整備

- ・ カウンセリングルームと教育相談部員による日常的な相談体制の周知
- ・ スクールカウンセラーによる定期カウンセリングの実施
- ・ 面談週間の実施
- ・ 教育相談部と養護教諭及びスクールカウンセラーの連携強化
- ・ 外部の相談機関の紹介

### （６）定期的調査の実施

- ・ アンケート及びアンケート後の調査面談の実施（6 月、11 月）

### （７）情報の共有（事前に管理職に報告し、共有内容等の精査を行う）

- ・ 報告経路の明示
- ・ 報告の徹底
- ・ 職員会議等での情報共有
- ・ 要配慮が必要な生徒の実態把握
- ・ 進級時の引継ぎ

## 9 いじめへの対応

### （１）生徒への対応

#### ① いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・暖かい人間関係をつくる

② いじめている生徒への対応

いじめは決して許さないという毅然とした態度で、いじめている生徒に、他人の痛みを考え、直ちにその行為をやめるように強く指導を行う。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は特別指導を加える

(2) 関係集団への対応

周りでおもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、とめようとしなかったりする集団に対し、いじめを絶対に許さないという意志を持たせ、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成するための指導を行う。

- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

(3) 保護者への対応

① いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースには複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるよう配慮する。

- ・いじめられている生徒の立場に立ち、じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して十分な理解を図る
- ・親子のコミュニケーションや家族のサポートなどの協力を求める
- ・学校への不信感をもたれないよう誠実に丁寧に対応する

② いじめている生徒の保護者に対して

事実を確認したら速やかに面談し、詳細について丁寧に説明する。

- ・生徒や保護者の心情に配慮する
- ・いじめられている生徒の心情を理解してもらう
- ・行動が変わるために保護者の協力が必要であることを理解してもらう

③ 保護者同士が対立する場合など

保護者同士が対立する場合に、教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・生徒が置き去りにならないよう配慮する
- ・学校に対する保護者の思いを丁寧に聴く
- ・場合によっては副校長、教頭が直接保護者と面談を行う
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

(4) 関係機関との連携

学校だけで解決が困難な場合、情報の交換だけでなく、一体的な対応を行う。

① 教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

② 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場
- ③ 福祉関係機関との連携
  - ・家庭での養育に関する指導・助言
  - ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握
- ④ 医療機関との連携
  - ・精神保健に関する相談
  - ・精神症状についての治療、指導・助言

## 10 ネットいじめへの対応

ネットいじめとは文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

### (1) ネットいじめの予防

- ① 保護者への啓発・協力依頼
  - ・インターネット、スマートフォン、携帯電話の使用に関する保護者の見守り
  - ・フィルタリングの設定奨励
- ② 情報教育の充実
  - ・教科「情報」におけるネットモラル教育の充実
- ③ ネット社会についての講話・研修会の実施（保護者・教員、生徒）

### (2) ネットいじめへの対処

- ① ネットいじめの把握
  - ・被害者からの訴え
  - ・閲覧者からの情報
  - ・道教委ネットトラブル未然防止のためのネットパトロールによる情報
  - ・学校独自の定期的なネットパトロールによる情報
- ② 不当な書き込みへの対処

## 11 重大事態への対応（別紙5）

### (1) 重大事態とは

- ① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある
  - ・生徒が自殺を企図した場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
  - ・身体に重大な障害を負った場合
  - ・高額の金品を奪い取られた場合
- ② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている
  - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
  - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する

### (2) 重大事態時の報告・調査協力

重大事態が発生した場合には、本基本方針や「北海道いじめ防止基本方針」や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査のための組織に協力し、さらに、支援チーム員の支援を得て解決にあたり同種の事態の発生防止に努めます。

- ・生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えられる場合でも、重大事態が発生したものとして対応する。

- ・学校における調査は、事実関係を明確にするために行う。「事実関係を明確にする」とは重大事態に至る要因となったいじめが、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にする。
- ・情報提供については、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で説明する。
- ・この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校や道教委が事実に向き合うことで、当該事態と同種の事態の発生防止を図るものである。
- ・学校や道教委は、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

## **１２ 事案対処等に関する校内研修の実施について**

学校いじめ対策組織により年間計画にプログラムし、定期的の実施し、いじめの問題に適切に対応できる実践的指導力を身に付ける。

## **１３ 学校いじめ防止基本方針の点検・見直し**

本校の取組や、重大事態への対処等、本方針が適切に機能しているかどうかについて定期的に点検を行い、道の基本方針の見直しがあった場合も含め、必要に応じて見直しなどを行う。

